## 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、 若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項 「住宅等の新築	の規定に基づき、						
建築物を改築して住宅等とする行為 について、下記により届け出ます。 建築物の用途を変更して住宅等とする行為							
		年 月	目目				
犬 山 市 長							
眉	届出者 住 所 氏 名 連絡先						
1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をし ようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番: 地目: 面積:	平方メ	ートル				
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途							
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途							
4 その他必要な事項	住宅戸数: 戸 工事の着手予定年月日: 工事の完了予定年月日:	年 月 年 月					
注 届出者が法人である場合においてすること。	ては、氏名は、その法人の名称及び	代表者の	氏名を記載				

担当者 住 所 氏 名 連絡先

## アンケート調査票

事業者の方にお伺いします。今回の建築計画に関して、支障のない範囲で以下の質問にお答えください。(該当項目の回答欄に「○」をご記入ください。)

質問1	犬山市では、本市の将来都市構造の実現に向けて、居住誘導区域への居住促進を
	方針に掲げています。今回の建築計画地は、当該区域に該当していませんが、こ
	の場所において建築を計画した理由について教えてください。
	【複数回答可 3つまで】

回答欄	①周辺に店舗等の生活利便施設が多く立地しているため 【具体的な施設	]
	②鉄道やバス等の公共交通の利便性が高いため	
	③幹線道路が近いなど自動車でのアクセスが便利であるため	
	④公園緑地等が近くにあるなど居住環境が良いため	
	⑤ゆとりある敷地を確保したかったため	
	⑥宅地の販売価格を低く抑えたかったため	
	⑦その他【具体的	]

質問2 今回の建築行為に限らず、住宅を建築するにあたり、その後の売買など住宅需要 の観点から重要視する項目を教えてください。

【複数回答可 3つまで】

回答欄	①周辺の店舗等の生活利便施設の立地状況 【具体的な施設	]
	②鉄道やバス等の公共交通の利便性	
	③自動車での移動を見据えた幹線道路へのアクセス性	
	④公園緑地等の居住環境の向上に資する施設の配置状況	
	⑤敷地面積の広さ	
	⑥土地の価格	
	⑦その他 【具体的	]

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。